

確定申告の相談会場が 変わります！

毎年、所得税確定申告の相談をムラおこしセンターで実施していましたが、建て替え工事のため平成 29 年分の所得税確定申告の相談会場を下記のとおり変更する予定です。

なお、確定申告に関する受付時間等の詳細は、決まり次第、広報うきは、うきは市ホームページ、防災無線等で随時お知らせします。



◇会場 うきは市役所 3 階 大会議室

◇期間 平成 30 年 2 月 16 日（金）～3 月 15 日（木）

●問合せ 税務課住民税係 Tel 75-4977

家屋の新築・増築・取り壊しをされた方へ

固定資産税の家屋（倉庫・車庫含む）は、毎年 1 月 1 日現在で建っている建物に対して課税されます。税務課では巡回調査などを行っていますが、適正な課税のためにご本人からの申し出を随時受け付けています。平成 29 年中に次に該当される方（予定のある方）はご連絡ください。

◇建物を新築・増築された方

◇建物の取り壊しをされた方

◇未登記建物の名義変更された方

◇所有者が死亡されて、納税義務者の変更をされていない方



償却資産（固定資産税）の申告

個人または法人で商店、農業、不動産業、工場などを営んでいる方が、その事業のために所有している構築物や機械・器具・備品などの資産を「償却資産」といい、固定資産税の課税対象となります。平成 30 年 1 月 1 日現在で、償却資産を所有している方は、平成 30 年 1 月 31 日までに税務課へ申告書を提出してください。

※昨年度までに申告をしている方には、12 月中旬に市役所から申告書を郵送します。新たに申告される方や申告用紙が届かない方はご連絡ください。

●問合せ 税務課資産税係 Tel 75-4977